

## 第15 AIと憲法1

### 1 AIの利活用上の問題事例

Amazonなどのインターネット上での通信販売サイトを利用する際に、過去の自分自身の購買履歴を参照しつつ、この商品を購入した方は次の別の商品をセットで購入しているとして、さらなる商品購入を薦められた経験をお持ちの方も多いと思われる。Yahoo newsなどインターネットのポータルサイトでのニュース配信に際しては、各ユーザの閲覧履歴を考慮して記事が自動選択して紹介される結果、ユーザの関心に応じて全く異なるニュース配信を受けることともなっている。

これらのサービス提供は、個人の趣味嗜好、知りたい情報に着眼して、情報を自動選択して提供してくれることで、探したい情報により迅速かつ確実にアクセスできる点で非常に有益なものである。だが、もしその前提となる情報収集が、本人の予測を超える範囲で行われ、それが集積されて自動的に分析され（プロファイリング）、結果として、理由も示されないままに、就職活動での不採用決定や社会保障の打ち切りなど本人に不利益をもたらすことに繋がっているとしたら、それでも利便性の名の下にその事態を受け入れることができるだろうか。

この懸念は、既に現実のものとなっている。2019（令和元）年に発覚したいわゆるリクナビ問題は、就活情報サイト「リクナビ」の運営会社が個人情報を登録した学生の閲覧履歴などをAIを使って分析し、企業の採用内定を辞退する確率を予測して、400万円から500万円の価格にて38社に販売していたというものである。運営会社側は、当初本人の同意による情報取得を主張していたが、そもそも問題の所在は、単なる登録済み個人情報の利活用に留まらず、インターネットの閲覧履歴情報を収集しプロファイリングして得られる内定辞退率情報を第三者提供するについて、利用目的への明示もなければ、本人同意もなかった点である。このようなプロファイリングによって得られる予測情報が、病歴情報ともなれば、それ自体は本来要配慮個人情報として本人の同意なしには取得自体が許されないはずの情報であるにもかかわらず、個別の情報取得について同意を得た個人情報の集積とプロファイリングの名の下に、それ自体には同意のない病歴情報が事実上取得可能ともいわれるのである（例えば、ある特定人のインターネットでの妊娠に関する各種情報閲覧履歴や妊娠検査薬・その他の医薬品購入履歴、その時期等の情報から、将来のある時期の出産を推測し、ベビー用品のクーポン券を送付するといった事例が、既に米国で

---

1 法友会では、2019（令和元）年10月、慶應義塾大学法務研究科山本龍彦教授による連続講演会を開催して本課題を検討の上、問題点と解決の方向性に関する同教授の指摘を基礎に議論を深めた。故に、本稿では山本教授の指摘を多く引用するところである。

報じられている) 2。

また、2018 (平成30) 年に米国で報じられたケンブリッジ・アナリティカ事件<sup>3</sup>では、ケンブリッジ大学の心理学者がフェイスブック上で8700万人分の個人情報を収集して選挙コンサルタント会社に提供した結果、2016 (平成28) 年の米国大統領選挙において、ネット上の情報に流されやすい性格の人物とプロファイリングされた人物に集中的にフェイクニュースが送信され、選挙結果に影響を及ぼした可能性が指摘されている。不正な関与が選挙の公正を阻害し、民主的基盤を損なわしめることへの懸念が、既に現実の問題となっているのである。フェイクニュースではないにしても、相手の政治的信条や心理的傾向を分析して、特定の情報を提供することで投票行動を操作する、いわゆるデジタル・ゲリマンダリングは、民主主義の基盤を揺るがしかねない要素を孕んでいる。わが国でも近い将来実施可能性が高まっている憲法改正国民投票の適正な実施のためには、この問題への対応は避けては通れないところとなるように思われる。

## 2 AIの特徴とその問題点

まず、前提として、AIを活用したネットワーク社会におけるデータの利活用のサイクルは、①ビッグデータの収集・集積、②AIによる相関関係や行動パターンの解析、③特定のデータベースとの連携による特定個人の趣味嗜好、能力、信用力等の自動予測、④当該予測結果の利活用、⑤事後的な行動追跡による予測結果の検証という過程を経る。そして、検証結果を踏まえて、再び次のサイクルでのデータ集積に至るというものである<sup>4</sup>。

この点、AIは個人のあらゆる行動履歴を集積して判断できるため、個人の能力や信用力の評価がより正確に行われることが期待される。それは、個人の努力や能力をより正確に反映した公正な社会システムの実現に寄与すると共に、個人が信用スコアを維持するため、法令や取引ルールを尊重することで、社会秩序に基づく安心、安全な取引社会の発展が期待されるところともなる。

---

2 総務省AIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会 (第5回・2019 [平成31年] 2月27日) における添付資料1 (山本龍彦構成員作成資料「AI時代のプライバシーとデータ保護—プロファイリングを中心に—」) 参照。

3 前掲注2及び山本龍彦教授『AIと憲法』 (日本経済新聞出版社、2018年。以下『AIと憲法』という) 26頁参照。

4 『AIと憲法』20頁。

しかし、その一方で、AIは、大量のデータを機械学習して予測結果をもたらすことになるため、そもそも前提となるデータに偏在があれば、予測の正確性も危ういものになってしまう。また、人種、社会的地位、性別等による伝統的な差別によりもたらされた教育・学歴、社会的地位、収入等の格差が存在するとしたら、これを学習したAIは、ある就職活動中の若者の就職後の昇進・活躍可能性について、同人に内在する過去の差別要因に依拠して消極的に判断するかもしれない。まさに差別の助長・再生産が懸念される所以であり、収集されるデータが人種・性別・障がい等による社会的なマイノリティを排除したものになったり、アルゴリズムの設計に社会的なマジョリティの側からのバイアスが加わらないよう、多様性への配慮が求められるところとなる。

さらに、中国でアリババグループ傘下の芝麻信用（セサミ・クレジット）が、信用情報やSNS上の交友関係、学歴、資産等の情報に基づくスコアリングサービスを提供しているところ、このスコアは、与信調査はもとより、企業の採用活動や観光ビザ取得、その他の様々な場面で参照され<sup>5</sup>、果ては異性との交際にまで影響しかねないところとなっている。いったん低スコアを付けられた人は、就職も結婚もできず、「バーチャル・スラム」を彷徨うことにもなりかねないのである。

加えて、企業の人材採用活動において、応募者のSNSでの発言やネットに顕れる行動履歴がAIによってリンクされるとなれば、自ずからその行動は萎縮し、人格的自律は空洞化してしまう虞がある。精神的自由権との関連では、本人の意によらないプロファイリングによって得られたAIによる行動予測結果によって、行動の背後にある人の内心が推知される虞は否定できず、内心の自由、思想・信条の自由をはじめとする精神的自由権の保障は危殆に瀕することにもなりかねない。私人間でのプロファイリングとはいえ、それがGoogleをはじめとする巨大プラットフォームとなれば、公権力にも匹敵する影響力を持ち得るのであり、人権の私人間での保障（憲法の私人間適用）がまさに求められるところなのである。

ところで、AIの予測に当たっては、個人は自ずから一定の属性（セグメント）に分類され、その集団に属する者としての評価を受けることになるから、個別に観察すれば存在すべき個性は、集団としての評価から削ぎ落されることになる（もちろん、セグメント分析のレベルを微細に行うことで、個性に近づける可能性はあるが、完全な個性を抽出することは、それ自体上記サイクルになじみにくい）。近代人権思想は、至高の人間の尊厳に立脚し、自ら選択することのできない、生まれながらの社会的身分や地位によって分類された集団での評価を否定し、個人の人格的自律とその選択による結果の多様性を尊重するものであるが、AIの精度を上げるためには、人種、性別、遺伝情報といった、人が生まれながらに定められ、自らの努力では変えることのできない情報によるプロファイリングが有益な場合が考えられる。例えば、量刑に際しての再犯予

---

5 『AIと憲法』46頁。

測や生命保険契約締結に際しての将来の病歴予測へのこうした情報の利活用が想定され得るところであるが、これらの情報は自らの努力では変更しようのないものであるため、生まれながらの差別がAIによって助長されかねないのである。

この点は、自らの人生選択の結果負の履歴を負った者が、いつまでそれによって消極的評価を受けるかについても関連すると思料される。我が国でも前科情報については時間の経過と共に報道の利益が逡減するものとの最高裁判例があり<sup>6</sup>、EUの一般データ保護規則（2016〔平成28〕年4月27日、以下「GDPR」という）17条でも忘れられる権利（消去権、“Right to be forgotten”）が説かれているところであるが、前科や破産履歴等の負の情報でのプロファイリングが時間的に無限定に行われることになれば、人がいったん遺した過去の痕跡は生涯消えることがないことにもなりかねず、人生はやり直しの利かないものとなってしまう。努力による人生の変更可能性とAIは、時に衝突しかねないのである。

さらに、ビッグデータを基礎とした機械学習の成果としてもたらされる予測結果は、不可解かつ非直観的なものとならざるを得ず、もはや人間の説明可能性を超えるものとなる可能性がある。そのため、例えば、その政治、行政での利活用の際に、ロジックやアルゴリズムのブラックボックス化が進行すれば、アルゴリズムに埋め込まれたベンダーないしシステム設計者の政策的判断、並びに当該アルゴリズムの適正の吟味の余地は逡減し、判断過程の透明性と民主的選択を前提とする民主的正統性は空洞化しかねないことになる<sup>7</sup>。

近時、与党内から、AIやビッグデータを利用した政策立案、いわゆる「ポリテック」（政治〔ポリティクス〕+技術〔テクノロジー〕）を推進する提案がなされ、注目されているが<sup>8</sup>、AIが自ら学習してそのアルゴリズムが高度化しブラックボックス化してしまうと、AIが国会の指示通りに機能しているかを国会議員が監視することすら難しくなりかねず、AIへの盲信の下、AIが国会議員の実質的関与を経ずに立法することもあながちあり得ないことではないところとなってしまう。この事態は、あたかも行政への白紙委任にも類するものであり、「唯一の立法機関」性

---

6 最判2004（平成6）年2月8日（「逆転」事件、民集48巻2号149頁）。

7 『AIと憲法』31頁。

8 2018（平成30）年4月29日朝日新聞。

(<https://www.asahi.com/articles/ASL4Y5H8JL4YUTFK00G.html>)

(憲法41条)との衝突を免れないことにもなる<sup>9</sup>。

### 3 あるべきAI社会の実現に向けた方向性とは

#### (1) 人間関与原則の必要性

こうした問題認識を踏まえて、EUでは、GDPR22条で、完全自動化決定の原則禁止を定めた。すなわち、「データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を生じさせる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。」とされた。ここでは、ガイドラインにおいて、「管理者は、自動決定に対する監督が単なる名ばかりのジェスチャーではなく、実質的なものであることを保証しなければならない。」として、その潜脱防止が図られている。

このルールは、データ主体の明示的な同意によって例外を許すとはいえ、その場合でも、「データの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を守るための適切な措置を実施しなければならない。少なくとも、人間の関与を得る権利、自らの見解を表明する権利及びその決定を争う権利を保障しなければならない。」としている。

将来的にAIの予測精度がどこまで高められるかの余地はあるにせよ、AI予測のみによるのではなく、それに依拠しつつも必要に応じてロジックやアルゴリズムの特徴やリスクについての説明を前提とした人による理性的判断がなされることは、上記のAIの持つ問題点回避の有力な方策と思料され、今後検討が不可欠な課題である。

この点、再犯予測可能性予測システムCOMPAS（代替的制裁のための心理プロファイリングシステム Correctional Offender Management Profiling for Alternative Sanctions）の裁判官による量刑審理手続での利用がデュープロセスを受ける権利の侵害と主張された事案で、2016（平成28）年7月米国のウィスコンシン州最高裁は次のように判示して、一定の要件の下での同システムの利用を許容している。すなわち、「①低リスクの刑事施設被収容者を社会内で処遇すべきか否かの判断のため、②保護観察を平穏かつ効果的に実施できるか否かの判断のため、そして、③保護観察の期間・条件・違反時の対応の策定等のための資料としてであれば、COMPASによるリスク評価を、各被告人にとって適切な個別の判決プログラムを形成する際に、裁判官の評価、衡量、他の証拠の適用を強化する目的で利用することが許容される。ただし、それが決定的なものであってはならない。」<sup>10</sup>。ここでも、GDPR同様に、AIによる判断の誤りの虞を踏まえた人

---

9 『AIと憲法』31頁。

10 『AIと憲法』363頁。

による判断<sup>11</sup>の担保が重視されているのである。AIの不透明な判断が人による判断を経ないままに終局的判断となることは、公平な裁判の基盤を覆しかねないものとして、上記最判は強い懸念を示すところなのである。

## (2) プロファイリングに関するルール設定の必要性

プロファイリングについて、GDPR21条は異議を申し立てる権利を定めている。それは、「公共の利益又は公的権限の行使のために行われる業務の遂行」又は「正当な利益の追求」を法的根拠とする、プロファイリングそのものを含む個人データの取扱いに対して、異議を申し立てる権利（GDPR21条1項）であり、この権利を行使された事業者は、本人の利益を超越する、個人データの取扱いに係る正当化根拠等を示せない限り、プロファイリングそのものを含む個人データの取扱いを止めなければならないとされている。なお、ダイレクトマーケティングを目的とする個人データの取扱いに関しては、事業者の事情（取扱いに係る正当な根拠の有無）にかかわらず、この権利の行使の対象となるものとされる（GDPR 21条2項）。

この規制は、プロファイリングの問題点に対する正面からの方策と言うべきものであるが、この異議申立権がオプト・アウトとして実効的に機能するためには、そもそも利用目的の明示の時点でプロファイリングが実施されることが利用者に理解できるように表明されている必要があると思料される。そこまで一体としての制度設計をどのように考えるかが今後の検討課題と思われる。

この点、我が国の個人情報保護法の解釈論としてプロファイリングに対する対応が可能かについては、プロファイリングを行うために、クローリング技術等を使ってSNS上の公開情報を網羅的・継続的に取得することを「不正な手段」による情報取得として制限するものとの解釈の余地の指摘がある一方で、要配慮個人情報の取得に本人の事前同意を求める17条2項をもって、プロファイリングによる要配慮個人情報の確度の高い予測についても、取得の場合と同様に事前同意（オプトイン）を必要とするものとの解釈の余地の指摘もある<sup>12</sup>。

この点、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報は要配慮個人情報とされ、本人の同意なくして取得できないのが原則である（個人情報保

---

11 人による判断もまた誤りの可能性があるが、それ故に、裁判官の独立を保障して法的理性的な判断に専念させ、裁判の公開によって審理手続の適正を担保し、判決に理由を付してその内容的な適正を担保し、かつ上訴の機会を与えて誤りを正す機会を保障するのが諸国の例である。これは言い換えれば、そのような制度的保障の下に人による裁判が公平な裁判となることを担保しているものである。

12 前掲注2参照。

護法17条2項)。しかしながら、本人の同意の下で取得された個別情報を集積してプロファイリングすることで、本人が提供に同意していない上記の各情報を推知・生成することが可能となることから、その規制が解釈上可能かが問われることとなる。プロファイリングによる推知・生成をもって個人情報の「取得」と解することができれば、本人の同意なきプロファイリングを阻止することは可能となる。

しかし、仮にかかる解釈が難しい場合でも、利用目的を「できる限り特定」し、これを本人に通知または公表することを求める個人情報保護法15条及び18条は、少なくとも要配慮個人情報に関するプロファイリングを行うために個人情報を取り扱う場合には、これを利用目的の一つとして通知・公表することを義務付けるものと解釈すべきとの指摘がある。論者によれば、かかる解釈による場合、例えばマーケティング目的で利用者の病歴を予測するプロファイリングを行う場合、そのために購買履歴等の個人情報を利用することを明示しておかなければならないこととなる。かかる明示なしに同プロファイリングを行う行為は目的外利用（同法16条1項）として、利用停止等の請求対象となる（同法30条）。このように考えることで、GDPR21条が規定するプロファイリングに対するオプト・アウトが事実上実現するとの指摘である<sup>13</sup>。

これらの解釈論はもちろん、その延長線上に想定される個人情報保護法改正論議も視野に入れて今後の検討を深める必要がある。

### (3) AIにおける多様性への配慮と透明性確保

AIシステムによる予測の前提となる収集データに人種・性別・障がい等による社会的なマイノリティの側のデータが欠落すれば、自ずからそれらのセグメントに分類された人々の権利・利益は無視ないし軽視される帰結をもたらすであろうし、アルゴリズムそのものに設計者のバイアスが加わることによっても同様の帰結をもたらすことになる。この点、AIシステム及びアルゴリズムのブラックボックス化によって、AIの予測結果が説明不能になるのであれば、いよいよその設計・開発段階が社会に開かれることが、多様性への配慮として重要となる。

そこで、そもそもAIシステムの設計・開発段階から、社会的マイノリティを参加させて、多様な関係者との共同設計・開発を推進することが多様性への配慮の観点から重要となるとの指摘がなされている<sup>14</sup>。

また、AIシステム及びアルゴリズムのブラックボックス化そのものを阻止するには、これらについての透明性の確保が重要な方策として考えられることとなる。この点、GDPRは、「公正と

---

13 前掲注2参照。

14 BUSINESS INSIDER 2019（平成31）年1月6日「AI時代のパーチャル・スラムとは。テクノロジーは格差を拡大するか是正するか」山本龍彦教授発言部分(<https://www.businessinsider.jp/post-182696>)。

透明性を確保するために」、管理者は、①こうした決定の存在はもちろん、②当該決定の「ロジックに関する意味のある情報」、③「その処理の重大性およびデータ主体に及ぼす想定される帰結」を主体に対して告知しなければならないとしている（13条2項(f)）。他方で、主体は、このような情報にアクセスする権利を有するものとされ（15条1項（h））<sup>15</sup>、管理者側の情報提供義務とデータ主体側のアクセス権が定立されているのである。

ここでは、「完全なアルゴリズムの開示」を求めるのではなく、その「背後にある理論的根拠、または決定に至るまでに依拠した基準について、データ主体に伝えるシンプルな方法を探すべき」とされている。特に行政や立法の過程でAIが用いられる場合には、まさに民主的正統性が求められることとなるので、民主的統制にとって「意味のある透明性」が求められることになるのである<sup>16</sup>。

AIの立法過程での活用にも際しても、民主的統制の下、国会の「唯一の立法機関」性を堅持するには、国会の内部に国会議員の他、アルゴリズムの分析能力を持つ専門家や、AI立法の社会的・実際的影響等を評価する専門家等をメンバーないしスタッフとした常設の組織を設置し、国会がAI立法を実質的に監視・統制していくことのできる制度の創設が必要であるとの指摘がなされている。「AIの政治利用に関する倫理綱領」の提言も同様の趣旨である。人間の生死や尊厳に関わる判断等についてはAI利用の禁止領域（聖域）を設定するべきとの提案もある<sup>17</sup>。ここでは、国会が民主的に決定した政策の目的・趣旨がアルゴリズムに適正に反映されているのか、法とコードが調和しているかが問われることとなるのである<sup>18</sup>。

#### (4) 共同規制とガバナンス・ベースでの規律

AIシステム及びアルゴリズムの透明性確保に向けた対応は、そのブラックボックス化と常に対立・緊張関係にあり、その進行による権利侵害行為が結果的に生じることはむしろ想定されるべきところであって、その発見及び救済に困難を伴うことが懸念される。自身がAIシステムによって非合理的に不利な判定を受けていること自体を気づかない、あるいはその原因が分からな

---

15 前掲注2参照。

16 前掲注2及び『AIと憲法』106頁参照。

17 『AIと憲法』303頁。

18 『AIと憲法』31頁。



い者には、救済申し立ての余地が事実上ないとも言えるのである。このような行為ベースの規律の限界を前提に注目されるのがガバナンス・ベースの規律である。

そこで念頭に置かれるのは、AIシステムを開発・運用する民間プラットフォームに対する規律について、政府による法規制でも民間自主規制でもない中間的な共同規制の発想である。それは、事業者が恣意的な自主規制に陥ることのないよう、政府が自主規制のプロセスを規範によって枠付けし、様々なステークホルダーの平等な参加を促し、支援するというモデルであり、政府がプラットフォームの自主的なガバナンス体制構築にインセンティブを付与したり、モニタリングすることで、AIがもたらす弊害を除去しようというものである<sup>19</sup>。そこでは、民間事業者においても、人権に配慮した行為規範の策定とこれに基づくガバナンス体制の構築・運用が求められることになる。まさに法の支配を社会の隅々にまでより一層浸透させなければならない場面と史料される。

#### (5) 情報に関する主体性回復のための方法

プライバシー権の本質を自己情報コントロール権と見る見解も有力であるが、本人による自己情報コントロールの権利・利益は、AIネットワーク社会において自己に関する情報の提供が量的にも提供相手のにも個別制御が難しい状況の下では、実質的に空洞化してしまうと指摘されるところである。ここに自己情報コントロールに際しての主体性の回復のための方法が検討されることになり、独占禁止法の観点及び情報信託機能の活用の観点が指摘されている<sup>20</sup>。

まず、前者は、検索エンジンやSNS運営事業者等のプラットフォーム事業者が、当該プラットフォームを通じて提供するサービスにつき、市場支配力を有していることを前提に、消費者の意向を無視して個人情報の収集を行うことを独占禁止法によって規制できるかとの観点である。そこでは、プライバシー・ポリシーへの同意を事実上強制させることが、事業者対個人間の実質的な力の不均衡を生じているとの視点が存在する。

他方、後者は、個人からの信認を得てその個人の利益のために個人情報を管理・運用する情報銀行の発想であり、個人情報の開示先を本人のプライバシー選好に従って適切にコントロールする情報銀行を本人が選択ないしコントロールする仕組みである。ここでは、本人の意向の的確な反映方法や、本人によるチェックの可能性を高めるための個人情報の管理・運用状況の可視化の推進、さらには情報銀行間のデータポータビリティ（データ可搬化）が求められることになる。

---

19 前掲注13参照。

20 『AIと憲法』94頁。

## 4 我が国におけるAI利活用推進のための取組み

### (1) 行政におけるAI利活用推進のためのガイドライン策定経緯

以上に述べた問題点と今後の方向性の検討を踏まえ、あるいはこれと並行して、AIの持つリスクを抑制して人々の不安を取り除き、その安心な利活用を推進する観点に立って、政府では、近年AIの開発者、利用者やデータ提供者が留意することが期待される事項等を整理する取り組みを行っている。

総務省では、今後のAIネットワーク化の進展を見据え、2016（平成28）年10月から「AIネットワーク社会推進会議」を開催し、2017（平成29）年7月にはAIの開発者が留意することが期待される事項を整理した「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」を含む『報告書2017』を公表し、また2018（平成30）年7月には、AIの利用者やデータ提供者が留意することが期待される事項に関する「AI利活用原則案」を含む『報告書2018』を公表した上、利活用に関する指針（AI利活用ガイドライン（別紙1）の策定を目指し、「AI利活用原則案」の内容の深掘りを行ってきた。

これと並行して、政府においては、「AI-Readyな社会」への変革を推進する観点に立って、2018年（平成30）年5月より、政府統一のAI社会原則に関する検討を開始し、2019（平成31）年3月に「人間中心のAI社会原則」を策定した。さらに、2018（平成30）年6月15日に閣議決定された「統合イノベーション戦略」に基づき、内閣に統合イノベーション戦略推進会議を設置し、2019（令和元）年6月には、AI社会原則に基づく人間中心の社会を実現するための戦略として、「AI戦略2019」を策定した。

また、厚生労働省は、2017年（平成29）年6月、「保健医療分野におけるAI活用推進懇談会」においてAI開発を進めるべき重点6領域を選定し、報告書として公表した上、「保健医療分野 AI開発加速コンソーシアム」を設置して議論を行っている。

一方、民間では、一般社団法人日本経済団体連合会は、産業界の現状として日本企業の AI及びその関連分野における国際的な産業競争力を向上させるべく、「AI活用原則タスクフォース」を設置し、2019（平成31）年2月19日に「AI活用戦略～AI-Readyな社会の実現に向けて～」を策定、公表した。

### (2) AI利活用原則の概要

直近で総務省が公表したAI利活用ガイドラインにおいて、AI利活用原則が基本理念として掲げるところは次の通りである。すなわち、人間がAIネットワークと共生することにより、人間の尊厳と個人の自律が尊重される人間中心の社会を実現するものとされ、AIの利活用においては利用者の多様性を尊重し、持続可能な社会を実現するべく、便益と権利侵害リスクの適正なバランスを確保することとされる。そのため、能力や知識等に応じ、ステークホルダー間における適切な役割分担を実現すると共に、AIの利活用の在り方について、非拘束的なソフトローたる指針やベストプラクティスを国際的に共有することとし、必要に応じて柔軟に改定することとされる。

これを前提に、同原則は次の諸原則を展開するところである。

- ①適正利用の原則：利用者は、人間と AIシステムとの間及び利用者間における適切な役割分担のもと、適正な範囲及び方法でAIシステム又は AIサービスを利用するよう努める。
- ②適正学習の原則：利用者及びデータ提供者は、AIシステムの学習等に用いるデータの質に留意する。
- ③連携の原則：AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービス相互間の連携に留意する。また、利用者は、AIシステムがネットワーク化することによってリスクが惹起・増幅される可能性があることに留意する。
- ④安全の原則：利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用により、アクチュエータ等を通じて、利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮する。
- ⑤セキュリティの原則：利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスのセキュリティに留意する。
- ⑥プライバシーの原則：利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスの利活用において、他者又は自己のプライバシーが侵害されないよう配慮する。
- ⑦尊厳・自律の原則：利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する。
- ⑧公平性の原則：AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスの判断にバイアスが含まれる可能性があることに留意し、また、AIシステム又はAIサービスの判断によって個人及び集団が不当に差別されないよう配慮する。
- ⑨透明性の原則：AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者は、AIシステム又はAIサービスの入出力等の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する。
- ⑩アカウントビリティの原則：利用者は、ステークホルダーに対しアカウントビリティを果たすよう努める。

これらの取り組みは少なくともこの段階では拘束力を持った法的規制ではなく、むしろ共同規制の方向性になじむものであるが、今後どのような規制が定立されるのかについては引き続き議論の進展を注目する必要がある。

## 5 弁護士及び弁護士会の役割

AIシステムのあり方は、プライバシー権をはじめとする人権、ダイバーシティ並びに立憲民主制に深く関わるものであることから、その議論は憲法的な論点を適切に踏まえたものでなくてはならない。人権侵害に対する救済はまさに基本的人権の擁護の観点から弁護士が関与すべき場面であるが、他にも民間事業者におけるガバナンスのあり方が問われる場面をはじめとして、法の支配を社会の隅々に浸透させるべく、弁護士が関与すべき場面は存在する。

同時に、弁護士会としては、AIの問題点に対する方策の妥当性を検討し、仮に課題解決として適切ではないものが含まれる場合には、意見表明も視野に入れた議論を展開する必

要がある。その際には、専門的研究活動との連携とこれを踏まえた組織的対応が求められる  
と思料する。